

第 1 1 回

新しい農村政策の在り方に関する検討会・

第 9 回

長期的な土地利用の在り方に関する検討会

合同検討会

第11回新しい農村政策の在り方に関する検討会・
第9回長期的な土地利用の在り方に関する検討会
合同検討会

日 時：令和3年12月10日（金）10：00～12：36

場 所：Web開催（農林水産省農村振興局第1会議室）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）中間取りまとめの方向性を踏まえた対応状況について

（2）その他

3. 閉 会

【配布資料】

資料1 中間とりまとめの方向性を踏まえた対応状況について（農林水産省）

資料2 農用地の保全と地域運営組織の形成について（農林水産省）

資料3－1 特定地域づくり事業協同組合制度の概要及び認定状況について（総務省）

資料3－2 特定地域づくり事業協同組合の仕組みの活用について（農林水産省）

資料4 農村プロデューサー養成講座の実施状況について（農林水産省）

資料5－1 デジタル田園都市国家構想について（内閣官房）

資料5－2 「農山漁村発イノベーション」等による新たな活力の創出（農林水産省）

参考資料1 起業促進プラットフォーム「INACOME」（農林水産省）

参考資料2 地域づくり支援施策集（農林水産省）

午前10時00分 開会

○農村政策推進室長 ただいまから第11回新しい農村政策の在り方に関する検討会・第9回長期的な土地利用の在り方に関する検討会合同検討会を開会します。

委員の先生方におかれましては、御参加いただきましてありがとうございます。

本日は合同検討会ということで、両検討会の委員の先生方に御参加いただいております。

まず、開会に当たりまして、牧元農村振興局長より御挨拶申し上げます。

○農村振興局長 農林水産省農村振興局長の牧元であります。

小田切座長、池邊座長を始め委員の先生方におかれましては、本検討会に御参加を頂きまして誠にありがとうございます。

昨年5月に両検討会を設置以来、1年以上にわたりまして大変熱心な御議論、また御指導を頂いたところでございます。そして本年6月に中間取りまとめを頂いたところでございますけれども、その後、私ども農林水産省といたしましても、この中間とりまとめを具体的に政策に生かすべく予算の検討、また制度の検討を行ってきたところでございます。おかげさまをもちまして、本年度から既に事業化されているもの、例えば農村プロデューサーの養成講座等々もあるわけでございますけれども、更に具体的な肉付けをすべく、今、検討しているところでございます。

こういった予算、制度も併せますと、具体的な政策パッケージが取りまとめられつつあるのではないかと考えているところでございます。これもひとえに両座長をはじめとする委員の先生方の御指導のおかげと思っているところでございます。重ねて御礼申し上げたいと思うところでございます。

本日は、中間取りまとめから半年が経過したところでございますので、現時点での取組状況を御説明させていただきたいと思っております。委員の先生方からの忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

また、この農村政策につきましては、各省連携して取り組むことが大変重要と考えております。例えば農村RMOの形成促進など、他省庁との連携も非常に進んできていると感じているところでございます。現在、政府で打ち出しておりますデジタル田園都市国家構想につきましても、各省連携してしっかり取り組んでいくことが重要と考えております。

本日も総務省、また内閣官房から最近の動き等について御説明いただくことになっているところでございます。よろしくお願いしたいと思います。

本日も限られた時間ではございますけれども、先生方の活発な御議論をお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○農村政策推進室長 ありがとうございます。

なお、本検討会の公開方法について、傍聴につきましては原則可としまして、会議への提出資料及び議事録につきましては、会議終了後、ホームページにてそれぞれ公開することとさせていただきますので、御了承願います。

本日はウェブと並行した開催となっております。ウェブ参加の場合、発言が聞き取りづらい場合がございます。御発言の際には必ず大きな声ではっきりと御発言いただくよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。特に語尾が聞こえづらい場合がございますので、御留意いただければと思います。

また、本日は両検討会の座長にお越しいただいておりますので、それぞれの検討会のパートにつきまして進行をお願いさせていただきます。

それでは、以降の議事進行につきましては小田切座長、池邊座長をお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○小田切座長 承知いたしました。

皆様、おはようございます。

ただいま吉田室長からありましたように、議事につきましては池邊先生と私で分担して進めさせていただきたいと思います。

まず、資料1「中間とりまとめの方向性を踏まえた対応状況について」を事務局より全体を通して説明していただきまして、土地利用以外の部分について農村政策検討会で議論して、その後、土地利用部分については池邊先生の司会で進めていただきたいと思います。

それでは庄司課長、御説明をお願いいたします。

○農村計画課長 委員の皆様、おはようございます。農村計画課長の庄司でございます。本日もよろしくお願いします。

それでは、お手元の資料1をお願いします。

例によって左下に通しページが振ってございますので、そのページに基づいて説明したいと思います。

まず、4ページをお開きください。

4ページは、6月4日に公表いたしました中間取りまとめの概要でございます。本日の現在の対応状況について御報告を差し上げ、御意見、御指導を頂きたいと考えております。

中身に入る前に、まず、施策の全体像をかいつままで御説明したいと思います。ちょっとページが飛びますけれども、14ページをお願いします。

農村政策の3本柱の1本目、しごとづくりの施策でございます。

この中心となりますのは、農村漁村発イノベーションの推進です。農村における所得と雇用機会、就業機会を創出するために、従来の6次産業化を発展させるというものでございます。6次産業化は、御案内のとおり、農林水産物の加工販売を農林漁業者が行うものでございます。これを、農村にはもっといろいろな種類の地域資源がございます。そういういろいろな地域資源をいろいろな事業分野と組み合わせまして、多様な主体が事業活動に取り組めるように支援を行ってまいりたいと思います。

15ページをお願いします。

くらしの施策でございます。くらしの施策は、農村RMOが中心でございます。複数集落の機能を補完するために設立する組織体でございまして、農用地の保全、地域資源の活用、生活支援を行う、そういう農村型の地域運営組織の育成が急務であると考えております。

続いて、16ページをお願いします。

土地利用の関係でございます。こちらは土地利用検討会で議論いただきました。農地は集積・集約化を進めるのが基本だと考えておりますけれども、人口減少社会を迎えまして、また農業従事者の大幅減少が見られるということで、そういう政策努力にかかわらず、従来の使い方では持続的な利用が困難な農地が中山間を中心にある。これを放置しますと荒廃化を招くということで議論してきました。このため、地域で話し合いをして粗放的な利用、放牧ですとか景観作物の栽培とか、あるいは農業生産の再開が比較的容易な鳥獣緩衝帯、そういうことによって極力農地、又はこれに近い状態で温存していくことが必要かなと。更に、どうしても困難なところは林地化等も考えていく、そういう形で農用地の保全をすることが重要かなと考えております。

17ページをお願いします。

土地改良の関係でございます。近年、豪雨災害が頻発化しておりまして、対策が急務であるということがまず1点ございます。それから、農地の集約化を基盤整備の方でも後押しするような、そういう必要があると考えております。3つ目ですけれども、市町村や改良区の技術職員の減少にも対応していく必要があるのではないかと考えております。

18ページでございます。

18ページは、3本目の柱の活力づくりでございます。まず左側ですけれども、地域づくり人材の育成ということで、御指導いただいて、農村プロデューサー養成講座を今、やっているところです。ネットワークの構築もこれから行ってまいります。

それから右側、農的関係人口の創出・拡大ということで、従来の施策はいきなり就農とかいきなり定住、そういうことを中心に展開しておりましたけれども、もっと段階的に農村のファンづくりから始めて、農村への関心や関わりをステップアップする、そういう施策が大事ではないかと考えております。

それでは戻っていただいて、5ページでございます。

5ページ以降は、左側に6月の中間とりまとめで頂いた今後の施策の方向性が並べてございます。それに対する対応状況が右側に書いてあります。右側を中心に、主なものをかいつまんで御説明したいと思います。

まず、5ページでございます。

しごとづくりですけれども、これは農山漁村発イノベーションが中心であるということです。対応状況のエ、地域資源を活用した商品・サービスの開発、専門家派遣の支援を検討しているということです。それからオ、多様な人材が活動に関わる機会を創出する、それからカ、農山漁村発イノベーションに必要な施設整備を行う場合に、優良農地の確保を図りながら必要な手続の迅速化を検討しているということです。

6ページ、お願いします。

ク以下では、特定地域づくり事業協同組合や労働者協同組合の活用を考えているということですし、コ、起業促進のプラットフォームの運営、INACOMEと申しますけれども、そういうものも行っております。参考資料1にINACOMEの概要をお示ししておりますので、後で御覧いただければと思います。

7ページをお願いします。

7ページは2本目の柱、くらしの施策でございます。

集落機能の維持・強化のため農村RMOを育成するということで、シの①農村型地域運営組織の形成に向けた計画作成、実証等の事業による後押しを検討している。それから②ですけれども、農村RMOが地方自治体に事業を提案する仕組みですとか、事業実施の際の手続の迅速化を図る仕組みを検討中であるということでございます。

8ページでございます。

8ページは安全・安心な生活環境の確保でございますが、右側のソの辺りですね、中心になるのは情報通信環境の構築ですとか、流域治水対策の推進としまして農業用ため池等の有効活

用や田んぼダムの取組の支援といったこともございますし、チ、近年問題になっています豪雨対策、そういう緊急的な工事を迅速に実施できるような仕組みを検討しているところでございます。

9ページをお願いします。

9ページは、土地利用の関係でございます。受け手のない農地をどうするか、荒廃化させないためにどんな方法があるかという辺りです。

ツ、地域の話合いをベースにしまして、①農村RMO等の農業団体が農用地の保全の事業ということで、粗放的な管理とか鳥獣緩衝帯、あるいは林地化といった活動を地方公共団体に提案できるような仕組み等を検討しております。更に②にありますように、地域の意向を踏まえて土地の詳細な用途指定ができるような、そういう仕組みも検討しているところでございます。

テですけれども、農地バンクによる集約化を推進するために、農地バンクが借り受けた農地について、現行は費用負担を求めないで区画整理ができる、そういう仕組みがございますけれども、それを農業水利施設等の整備にも拡大して支援する、そういうことを検討しているということです。

10ページをお願いします。

10ページのヌ、繰り返し出てきていますけれども、農山漁村発イノベーションあるいは地域コミュニティの形成の場合等の農山漁村の活性化に必要な施設の整備を行う場合、あるいは農用地の保全事業を行う場合に、転用等が必要になる場合がございますけれども、その手続の迅速化を図る仕組みを検討しているということでございます。

11ページをお願いします。

11ページは、活力づくりの施策でございます。

まず、人材育成の関係ですけれども、ネ、農村プロデューサー養成講座の拡充を検討しているということと、ハ、自治体の広域的なサポート体制としまして、農村RMOの形成とか農山漁村発イノベーションの推進のための体制の構築、あるいは農村RMOの形成の伴走者となるような中間支援組織の育成、そういったことを検討しているということです。

12ページをお願いします。

12ページは、土地改良の関係でございます。

ヒ、土地改良区のサポートをする体制強化のために、①の資金調達ですとか②の工事につきまして、土地改良事業団体連合会、これは全国段階、県段階にございますけれども、そういう団体が代行できるような仕組みを検討しているということです。それからホ、農村への関心層を獲得するために、農村と関わる機会を創出する、あるいはユニバーサル農園の推進といった

ようなことを検討しております。

最後、13ページをお願いいたします。

関係府省の連携でございます。

マ、昨年開設しました地域づくりホットラインの相談対応を行っております。それから省庁横断の地域づくり支援施策集でございますが、これは9月に改定いたしました。本日、お手元に参考資料2として改訂版の施策集をお配りしておりますので後で御覧いただきたいんですが、そういうことをやっているということです。それからム、各省の施策を、地域づくりを行う人や現場にどうやって届けるかが課題かと考えております。

引き続き、各省の連携ですとか事務負担の軽減を進めてまいりたいと思います。

私からの説明は、以上になります。

○小田切座長 庄司課長、どうもありがとうございました。

それでは議論を進めてまいりたいと思います。

今、御説明の3の土地利用の施策以外について、まず私の座長としての担当で進めさせていただきますが、その際、まず農村政策検討会の委員からお話を頂きまして、そして土地利用検討会の委員の皆様方からお話を頂く、こういう手順で進めてみたいと思います。

それでは、農村政策検討会の皆様方から御発言いただきたいのですが、当然今日は全員から御発言いただくような場になりますので、若菜委員、谷中委員、前神委員、平井委員、嶋田委員、指出委員、川井委員の順で一言ずつ、御質問でも御意見でも構いません。いかがでしょうか。若菜委員、よろしいでしょうか。

○若菜委員 ありがとうございます。

1点だけなんですけど、資料の7ページで農村RMOの計画形成に向けて、計画作成の後押しをしていただけたということで大変期待しているところです。

ただ、ある県で、私の方で地域に入って地域づくり計画を作っていたときに、県の農村計画担当から農政の計画と一体的に作成してはどうか、計画事業の実施についても補助金が対象となるかもしれないということで、これはすばらしいということで話は進めたんですが、ただ、実際には県の補助の考えとしては計画策定を支援する人は公募し、入札で決めなければいけないということで一般的なRMOの実態とかけ離れていて結局取り下げたということがありました。これまでの県のやり方や市町村のやり方、地域で進めているRMOの動きが、時間軸でずれがあるんだなとすごく実感しています。一般のRMOが進んでいる現場が大分ありますので、

そこも配慮した支援の在り方には十分留意していただきたいです。

また、農村、農業の行政施策の方でもすでに大分計画がいっぱいあるのは知っていますので、地域の負担にならないようにというところもお願いしたいなと思っております。

以上です。

○小田切座長 どうもありがとうございました。大変重要な御指摘を頂いたと思います。

それぞれのお答えについては、最後に一括して事務局から頂きたいと思います。

続きまして谷中委員、お願いいたします。

○谷中委員 小田切先生、皆様、おはようございます。よろしくお願いします。

私が検討会で関わらせていただいた部分を中心にコメントをさせていただきます。先ほど庄司課長からお話があった農村プロデューサー養成講座は、かなり短い期間で立ち上げて、一気に展開することができました。私も御一緒させていただきましたが、非常に楽しかったです。

私が100%オンライン大学の教員ということもありまして、事前の設計においてはオンラインを組み合わせた仕組みの設計、ウェブでの発信の仕方、講座のネーミングなど、基本設計の御支援をさせていただいたわけですが、これを更に発展させるときに、デジタルマーケティングを活用した周知は、もっともっと可能性があると思っています。

これは、いろいろな方々に参加していただくための素地を作るということです。今回、たまたま講座を知った方は参加できたかもしれませんが、まだ発信が届いていないところが多々あります。その意味では、やはりデジタルを活用して周知する価値があると思っています。

あとは、入門編と実践編について、オンラインによる講座、それから高橋さんと前神さんの現場の講座があったと思います。両方で展開された内容のコンテンツ化が重要です。つまり、使えるアーカイブ化ですね。単に記録しておくのではなくて、簡単なレポートを見てエッセンスが分かると、次の人が参加したくなるような仕組みにつながります。そのような観点でデジタルを活用していくことは、今後、事業を広げていく上で、農水省さんにとって大きな武器になるのではないかと思います。

その他の施策について、先ほどのRMOの話もそうですし、これから新しい事業がいろいろ動いていくと思います。そういうときに、本省の皆さんや農政局の皆さんも、その新しい現場を体感できる、オフィシャルに出張して現場に入ることができると良いのではないかと思います。

現場で何が起きているかについて、ロジカルに、熱量を持って、いろいろな方に説明でき

るようになりますし、例えば「現場にどういう人がいるのか」「地域側の反応はどうか」「どのような展開が生まれたのか」ということについて、本省の皆さんも農政局の皆さんも共通の現場認識を持っていると、事業を進めていく上でも非常にやりやすいのではないかと思います。私も現場で農山漁村のアイデアソンをやらせていただくときに、やはり本省の皆さんに来ていただいて会話ができると、すごくやりやすいところがあります。特に、新しい政策ですと、そういうことができるといいのではないかと思います次第です。

以上です。ありがとうございました。

○小田切座長 どうもありがとうございました。

農村プロデューサー養成講座については別途資料4でまとめておりますが、施策や様々な挑戦の広げ方、幅広い御意見を頂きました。ありがとうございます。

それでは前神委員、お願いいたします。

○前神委員 おはようございます。前神です。

聞こえますか。

○小田切座長 よく聞こえます。ありがとうございます。

○前神委員 私からは農村プロデューサーの話をさせていただきます。資料の18ページです。非常に皆さん期待以上の学びをしていただいて、オンラインの講座からもみんな勉強されてきて、集まってみると、オンラインで学んだことなどをもうしっかりその中で応用しようといった意欲の高い方がいっぱい来ていただきました。

今、岡山と熊本で現地の研修を終えたところですが、研修を終えた後、やはり皆さんからたくさん連絡を頂きます。これをもっと早い段階で共有しながら考えていくと、もっといい動きになるのではないかと思います。

今後、終わった皆さんのネットワークを構築する予定にはなっていて、意見交換するようなツールを今、御準備いただいているということですが、これが一刻も早く立ち上がるのを期待しています。というのは、やはり個人的に御連絡を頂いて、1対1でお返しする、この内容を公開した方がほかの皆さんにも役立つと思います。また、ケーススタディをする受講生の方を各会場で2名ずつ選んでいるんですけども、その方以外にも結構自分なりの取組を始めている方がいらっやいまして、そういうことも共有しながら進めていくと、今年度は残り少ない

ですが、ネットワークというのは作るものではなく、できるものだと思っております、そういういい動きが、初めて顔を合わせて、お互いオンラインでしか知らなかった人とやっと肉声で話した後の気持ちが冷めないうちにできればいいと思っております。

今後、このプロデューサー養成講座を受けてとてもよかったという話はもう皆さん口々に、各地でされていますので、来年度も開催するようだったら自分も受けたいなという話も進んできていて、これは結構農政関係者以外の方もいらしているのもっともっと多様な人が混ざっていくと、このプロデューサー養成講座の中でも視点が広がっていった面白いのではないかなと思っています。

講座のことばかりですが、私からは以上です。

○小田切座長 前神委員、ありがとうございました。

前神委員には、土地利用検討会の高橋委員とともに実践コースの講師をお務めいただきました。その立場からの御発言ですので、大変な貴重な御発言だと思います。後でまたこのプロデューサー養成講座については報告もありますので、そのとき必要であれば再度、御発言いただきたいと思います。ありがとうございます。

画面に映っておりませんが、平井委員、いらっしゃいますか。

○平井委員 おはようございます。

○小田切座長 よろしく願いいたします。

○平井委員 よろしく願いいたします。

私からは、2点お話しさせていただきたいと思います。

1点目は、今回示された中間とりまとめに対して個別に、適切に対応していただいている、本当に有り難く思っております。その上で、一つ一つの対応がそれぞれ関連して、お互いに相乗効果を上げるようにこれから動いていかれると期待しているんですけども、その点を改めて意識して、取り組んでいただきたいと考えております。

例えば農村プロデューサー養成講座で、そのプロデューサー養成講座自体を充実させていくことは、今、それぞれの委員におっしゃっていただいたとおり非常に必要だと思っております。その上で、ここから育ていった人材の皆さんが、例えば先ほど若菜さんからありました農村RMOの計画策定の実動とか、それから、実際にはちょっと違う方が想定されているようです

が、イノベーションの方のサポートに当たる方たち、このように現場にフィードバックして戻っていくような形で一つ一つの対応状況、施策間の連携がこれから充実していくとすばらしいかなと考えております。これが1点目です。

2点目は、ちょうどこの中間とりまとめが出る前後から、みどりの食料システム戦略やカーボンニュートラルのお話等、非常に重要な政策転換、それから今日もデジタル田園の話があるということで、そういったことが示されておまして、今、青森や新潟、大分といった現場を回っても、どうやってそれに対応していくのか、農家さんから農政の方まで非常に皆さんの関心事になっております。

今回の中間とりまとめから、その次のステップとしてこの新たな動きをどのように盛り込んでいくか、もしそういうチャンスがあれば考えさせていただきたいと思っております。これはお願いとなります。

以上です。

○小田切座長 平井委員、ありがとうございました。

特に2点目は大変重要な論点だと思います。各省庁の連携、あるいはいろいろな構想の連携をどのように進めるのかということ、肝に銘じたいと思います。

それでは嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 皆様おはようございます。九州大学の嶋田でございます。

私からは、取りあえず1点申し上げたいと思います。

13ページの左側、この部分は私、この間、非常にこだわってコメントさせていただきましたけれども、「関係府省と連携して、規制緩和も含め、」という形で今回「規制緩和」という言葉を入れていただいております。事前の御説明を通じて、農水省関係は規制緩和をかなり一生懸命やったださっているなという感じを持ったのですが、農水省以外の様々な省庁の規制、例えば以前食品表示法の例を挙げましたが、そのように現場で壁になっていることがいろいろあるわけです。そうした部分について、農水省が代弁する形で他省庁に働きかけていただき、問題解決に取り組んでいただければと考えている次第です。

一つは、農村プロデューサーの部分で人材をネットワーク化して、そこからいろいろな情報が入ってくるという部分と、もう一つ、農山漁村地域づくりホットライン、こちらを通じていろいろな情報が入ってきて、その情報や意見を基に、農水省が他省庁と調整していただくというイメージを私は持っております。ぜひよろしくお願いします。

それに関連して、質問になるんですけども、この農山漁村地域づくりホットライン、この活用状況がどのようになっているのか、お聞きできれば有り難いと思っております。

○小田切座長 ありがとうございます。

今の質問も、後からの御回答でよろしいでしょうか。

○嶋田委員 そうですね、それで結構ですけども、もしあまり活用されていないということであれば、それが活用されるように、今、どういうことをお考えになっているのかも併せて御説明いただければと思っております。

私からは、以上です。

○小田切座長 どうもありがとうございました。

ホットラインも大変重要な要素でありますので、後でお答えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは指出委員、お願いいたします。

○指出委員 皆様おはようございます。ソトコトの指出と申します。

先週から農林水産省の皆さんには事前の説明も含めて大変細やかに御対応いただきまして、ありがとうございました。

私は、先週富山県の利賀村に伺って、北陸農政局から御依頼いただいた「たがやすラボ」というプラットフォームの、ローンチの研修会をやってきました。平日にもかかわらずかなり大勢の方が来てくださったのと、慶應の学生にオンラインで参加していただいて、農村地域のありようであったり農業の先の話みたいなことを1泊2日で研修していただきました。これが始まったことは大いに前進かなと思っています。僭越ながらこのプラットフォームのスーパーバイザーを務めさせていただいており、私も非常に学びになりました。

いま手に持っているのはソトコトの一番新しい号で、今週の月曜日に発売されましたが、「かつこいい農業」という号を作りました。皆さんにお話しさせていただいた農度——「農業に度合いの「度」の「農度」を明確に定義して、ここに載せています。これから農業に関わりたい方々に読んでいただければと思っているんですが、ここに出ている若い農家の方々が結構「インターンを受け入れるので、それも書いておいてください」ということで、応援してくれているんですね。なので、非常に有り難い号になりました。Amazonで事業経営・企

業部門のベストセラー1位を取っています。ありがとうございます。

国のデジタル田園都市国家構想について、私もこの前、若宮大臣のところに提言のとりまとめの手交式で伺わせてもらったんですけれども、Wi-Fiの環境であったり今の農山村の暮らしをリアルタイムで伝えることは、オンライン上ではとても大事なことだと思っています。そのときに、東京やほかの地域のお手本になるようなコワーキングスペースがWi-Fi化されることも大事なんですけれども、もともとあるキャンプ場であったりもともとある棚田であったり、そういう所からWi-Fiで発信できるような仕組みがあった方が、その場で「やはり行こうかな」とか「やはり農業やってみようかな」とつながりやすいのではないかと感じています。

関係人口のトークセッションを10月、11月と奥大和エリアでやったときに、ものすごくいい話なんですけれども、Wi-Fiの環境が悪くて途切れてしまうみたいなことがありました。その場の熱気が伝わることはとても大事で、デジタルだからこそなせる業ですので、田園都市の良さみたいなものを作る中で、今あるものを、まだ届いていない人に同時にちゃんと伝えられる技術を延伸することは大変に大事だと思っています。

それからもう一つ、これは資料の8ページに関与してくるんですけれども、多分、土地利用の検討会の皆さんのお話のことに関係してきますが、田んぼダムとか流域の治水に係る話で、今、高知市さんと一緒に、新エネルギー・環境政策課の方々と流域関係人口を作るというプロジェクトを始めたばかりです。町場に住んでいる人と鏡川の上流に住んでいる人、そして外からやってくる人がお互いにまだ出会い切れていないのであれば、そこからちゃんと地域のことを考えて共助、防災につなげていこうという仕組みなんですけど、これは田んぼであったり流域の農地利用みたいなことに非常に関わってくるので、そこを接点、焦点として講座を進めようと思っています。

ですので、くらしの施策に関して「流域」という言葉が出てきているのは非常に大事なことだなと思いました。

以上になります。

○小田切座長 ありがとうございます。

1点目につきましては、後ほどデジタル田園都市構想についての御説明もさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

最後に川井委員、お願いいたします。

○川井委員 おはようございます。

私は、農村プロデューサー養成講座は本当にたくさんの方が参加しているとお聞きしまして、大変期待しております。この人たちが本当に地域に出て活躍できる人材に育ってくれることを願っております。

そして農村RMOですが、非常に大事な分野だと思っておりますが、今、地域でも県とか町村でアンケート等がいろいろありまして、そういうことが自分の地域で必要かとか、知っているかというのたくさん来ています。なかなか浸透していないところもまだまだあるのではないかと感じました。

まだ必要に迫られていない地域等あるようにも思いますし、本日の資料でも様々な設立パターンを示していただいておりますが、一律に推進するのではなく、その地域の実態に合ったことを柔軟に進めていただきたいと思いますと思っております。その核となる人の団体や個別を対象として、しっかり示して進めていっていただきたいと思います。そして、農村RMOがこれから先も先細りすることなく、地域に根づき、継続して地域が活性化されていくことを私も本当に願っております。

そして、各省庁できめ細かな多くの支援策を講じていただいている様子がよく分かりましたが、私としては、似たような支援があつたり、たくさんあり過ぎてよく分からなくなるような印象も受けましたので、このようなたくさんのすばらしい施策がもっと分かりやすく各自治体に伝わるように、各地域の人が使えるような、総合化とか何か方法が必要なのではないかなど、逆に感じる部分もありました。

そして、デジタル田園都市国家構想ということで、最近、非常にデジタルということが使われておりますが、これも田舎の方ではよく分かっていない人がたくさんいますし、いろいろな形で農村に入ってきてくださる方、IターンやUターンの方などはそういうことに非常に詳しいですが、地域と入ってくる人たちがきれいに交わっていくような仕組みが本当に必要ではないかなど。Iターンやいろいろな方が、私たちの町にも入ってきてくれていますが、いろいろな活動がいまだに十分きれいに交わっていないと感じますので、デジタル田園都市構想とかRMOで新しいことをやっていこうというのはすばらしいことですが、これが地域の人と十分に交わって十分に活用されて、地域が活性化されるようになればいいと願っております。

以上です。

○小田切座長 川井委員、ありがとうございました。

指出委員からもありましたが、最後の格差是正の話については強く受け止めさせていただき

ました。ありがとうございます。

それでは、ただいまからの時間は土地利用検討会の皆様からの御発言を承りたいと思います。残念ながら、恐らくこちらは全員から御発言いただく時間はないと思いますが、是非という方はお手を挙げていただきたいと思います。

まず、座長の池邊先生からコメント、御意見があればと思います。

○池邊座長 池邊でございます。発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

今、皆さんからお話ありましたが、若菜委員からもありましたけれど、今あるRMOと、皆さんがこれから新しい形で始める他省庁も入っての新しいRMO、そこら辺の内容がうまく地域の方、あるいは地域の役所の方にも伝わる必要があるのかなという気がしております。

特に土地利用との関係では、そういうことで興味を持った方が実際に入って、何というか、定住まではいかなくても、まずは少し試みに入ってみようとか週末に入ってみようとか、そのように思ったときに使える農地が用意できるのかどうかというところ。その辺がまだ土地利用の計画の方ではうまく用意できていないような気がするので、先ほどもありましたけれども、どんどんやってみたいと思っている人がいたり、ソトコトさんの方でそれを支援してくださるようなところがあったときに、実際に入れる場所をきちんと用意して、そのための農地、もちろんそれは永遠にということではないので、まずは短期にお借りできるところとか、そういうインターンに入った方ができるようなところ、その辺の連携がうまくいかないと難しいなという感じがいたしました。

そういった意味では、先ほど若菜委員から入札という話がございました。例えば土地利用計画を今後、変えていくみたいな話になると、どうしてもその地域あるいは本省で何か、入札ではないかもしれませんが、総合評価かもしれませんけれども、何かコンサルさんを選んだりとかそういう形になると、従来の農業委員会や何かの、私どもの委員会の中でも笠原さんや高橋さんが実際地元に入られているわけですが、そういう方々との温度差があるようなコンサルさんが入ってきてしまうと、逆にうまくいかない状況が出てきてしまう。そういうことをどうやったら防げるか、本省さんと各支所さんとで現場に戻って考えていく必要があるのかなと思いました。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○小田切座長 池邊座長、どうもありがとうございました。

いずれも現場推進上の重要な論点だろうと思います。

それでは、土地利用検討会の皆様方、いかがでしょうか。

広田先生、お願いいたします。

○広田委員 今の池邊座長の話と被るんですけれども、これから農村RMOを地域とか現場に下ろしていくときに、少し配慮が必要だなと私も感じました。やはり一般的なRMOというか、地域運営組織と何が違うんだということを分かりやすく説明する必要があるのかなと感じていて、東北も今、ある種、地域運営組織づくりが流行りで、私もしょっちゅういろいろな所に出かけていってはアドバイスしているんですけれども、それと違うのか変わらないのかを分かりやすく、農村地域におけるRMOなのか、あるいは後の資料にもありましたけれども、農村の活性化とか農業振興関係の事業を主体とするRMOなのか、それとも多面的機能の組織であるのか、農事組合法人だとかそういう事業をやっているところが主体で生活課題等も取り入れていくような形のものが農村RMOなのか、ちょっと分かりやすく説明し得るような準備が必要かなと感じました。

もう一つ、若菜委員が言っておられたように、既に一般的なRMO、自治会をベースとするようなものは今、本当にいろいろなところでやっていますから、やはりそこでの調整というか、住み分けるのか、あるいは、うまく連携しながら進めていくのか、そこら辺の調整というか配慮がすごく必要だなと資料を読ませていただいて感じました。

以上です。

○小田切座長 どうもありがとうございました。

今の論点についても、御質問にお答えするか、あるいは資料2でその点についてまた深掘り、説明させていただきたいと思います。

ほかの委員の皆様方、いかがでしょうか。同様に声を出していただくと、クローズアップされます。あとお1人ぐらいになってしまいますので、是非積極的にお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、幾つか御質問が出ました。明示的には嶋田委員からの御質問がありましたが、その他の点についても必要であれば事務局から御返答を頂きたいと思います。

それでは、庄司課長から。

○農村計画課長 農村計画課、庄司でございます。

まず最初、若菜委員から計画作成、計画づくりのちょっと残念なお話があったところです。

話し合いをして計画を作るというのは結構あちこちにあって、そういうものが負担になってはいけないなど。それは地元にとっても自治体にとっても同じだと思うんですけども、そういう計画づくりの負担の軽減等もしっかり考えていかないといけない課題かなと思っています。

それから、谷中委員から農村プロデューサー養成講座のオンラインの設計についてのお話、谷中委員には大変お世話になりました。あるいはデジタルマーケティングの活用についてございましたので、また引き続き、よろしく御指導の方お願いしたいと思います。

それから、新しい事業の推進、新しい政策の推進のためにしっかり現場に入って、現場の反応なりそういうものをしっかり聞くことが大事ではないかというお話もありましたけれども、それは正にそのとおりだと思います。基本計画も3本柱のほかに4本目の柱があって、現場主義というのを掲げております。現場にどう政策が反映されるかをしっかり見ていかないといけないと思っています。

前神委員からは、農村プロデューサー養成講座に関しましてコメントを頂いていますけれども、特に、ネットワークは作るものではなくできるものだというのは大変印象に残っております。プロデューサー養成講座は、今年は3か所で試行的にやったわけですが、引き続き来年度の拡充に向けてきちんと問題点なり課題も整理して、より良いものにしていきたいと思っています。

平井委員からは政策について、一つ一つが関連していて相乗効果を発揮させることが大事だというお話がありました。これは正にそのとおりだと思いますので、きちんとそういうことを考えて対応したいと思います。

それから、みどりの戦略なりカーボンニュートラル、デジタル田園都市といった新しい政策、これもきちんと現場に説明していかないといけないと考えております。

嶋田委員の御質問については、後ほど室長から御回答を差し上げます。

それから、指出委員からいろいろ御指摘がありましたけれども、デジタル田園都市の関係等もある中で、農村の暮らしなり農村の状況をいかに発信するかということで、情報通信環境の整備等が大事だなと考えております。引き続き御指導いただきながら進めてまいりたいと思います。

川井委員からは、農村RMOにしても、しっかり現場に浸透させることが大事だという御指摘がございましたし、一律な推進ではなく地域に合った推進が必要だと。そのとおりでございます。RMOもいろいろな組織形態、いろいろなものがありますので、地域に合ったものをきちんと選んでもらえるように進めていかないといけないなと考えております。

それから、各省にまたがっている施策を分かりやすく伝えていくことも、きちんとやりたいと思います。

池邊座長からは、農業に触れてもらう、農村に触れてもらうときにそこに入っていけるような、そういう使える農地が大事ではないかと。短期の使用とかインターンといったお話もありましたけれども、これまでの農業政策、農地政策は、農業をしっかりやる人に農地を使ってもらう、要するに、一定の規模があってしっかりやる方にしか農地は使えないというのが基本であったわけですが、そういうものをいかに広げていくかが大事だなと思っております。

今回、ユニバーサル農園といったものもお示ししておりますけれども、これは今まで市民農園等をやってきたわけですが、そういうものをもっと広げて、高齢者等の生きがいづくりですとか、あるいは農業の持つ癒しの効果を使ったような、そういう精神的な健康の維持・増進だとか、働きづらさを抱えているような方の社会参加の促進とか、それから子供の農作業体験。農地、農業にはいろいろな効用がありますので、そういうものをもっと国民に、何というか、使ってもらってそういう効用・効果が及ぶようにしていかないとけない。そういうことが農業とか農村への理解につながっていくのではないかと考えております。

残りは担当の方から御回答差し上げます。

○小田切座長 それでは、ホットラインについて、吉田室長、お願いいたします。

○農村政策推進室長 農村政策推進室長の吉田でございます。

嶋田委員から御質問のありました農山漁村地域づくりホットラインの状況でございます。

昨年12月にホットラインを開設いたしまして、今年10月末現在の数字なんですけれども、相談は約140件寄せられております。相談の相手といいますか、どこから相談があったかというのは、全体の4分の1ぐらいは市町村からの相談となっております。その次に多いのが地域協議会です。後ほどありますけれども、例えば事業を活用しようとしている地域協議会みたいなところが多かったり、あるいは社会福祉法人、こういったところからの質問が多くなっておりまして、これが大体半数を占めております。

中身につきましては、地域でこういったことに困っているんだけどどういった事業があるでしょうかみたいな相談とか、あるいは既にある事業についてその制度内容に関するもの、こういったものが非常に多くなっておりまして、これが約7割という状況になっております。

そういった状況の中でも、例えば農福連携の取組を推進したいので、そういった中でいろいろ教えてほしいということで、法務省さんと相談して講師を紹介していただきまして勉強会を

実施したことでありますとか、あるいは地域の課題を解決するために文化庁さんの紹介によりまして工芸品の生産者等を紹介していただきまして、こういった人と地域で相談を進めて、今後、例えばこういった事業をやっているかといった検討等が進んでいる地区もあり、関係府省と連携した取組も少しずつ中に入っているような状況でございます。

こういった状況で、現状の運用内容とかを今、整理しているところでございますので、そういった中で改善すべきところは改善しまして、また関係府省さんと連携して取り組んでいきたいと考えてございます。

以上でございます。

○小田切座長 どうもありがとうございました。

嶋田委員、今、意外と大きな数字が出てまいりました。

農村RMOについては、大変恐縮ですが、資料2でまとめてお話しいただいた方がよろしいかもしれません。そうさせていただきます。

それでは、時間になりましたので、農村政策パートについては以上で終わりたいと思いますが、私から簡単にまとめさせていただきたいと思います。

事務局から御説明がありましたように、中間取りまとめで我々が提起したことができることから着手されておりまして、いよいよ制度的な検討まで至っております。その意味では、大きな前進が見られると考えてよろしいのではないかと思います。

ただ、今日も各委員から、大きく言えば3点ぐらい課題が出てきております。1つは、これは局長も政策パッケージとおっしゃっていただきました。確かにこういう政策パッケージが出てきたわけですが、しごと、くらし、活力の3点が連携するだけではなく、好循環をつくり上げるといいでしょうか、そこにまではまだ至っていないと思います。そういう意味では、政策パッケージのより高度化が課題となり始めている、そんな御意見もあったと思います。

2番目は、政策パッケージから推進体制パッケージといいましょうか、これが課題だということが各委員から異口同音に出てきております。若菜委員、平井委員、嶋田委員等々から出ておりまして、特に農村RMOではその大きな前進もあったと思いますが、一方では、実は市町村レベルでかなり縦割りが進んでおります。特に農村RMOにつきましても、自治会からの発展は総務課、あるいは公民館からの発展は教育委員会と、意外と農政から遠いところが担当で推進されているということがあって、農村RMOを推進する際に市町村内でどのようにパッケージを組むのが重要になるんですが、なかなかその政策手段が見つからないところだと思います。ここについても中央政府として一歩踏み出しが必要ではないか、そんな論点が見え

てきております。

3番目は、これも多くの委員から出てきましたが、特にデジタルとなると、格差是正の課題が出てくると思います。ここについては極めて冷静に、しっかりと実態を把握しながらその格差を是正していく、そんな方向性が求められていると思います。

以上3点を取りまとめとしてお話しさせていただきました。

それでは、時間も過ぎておりますので、3の土地利用の施策について、池邊座長にタッチしたいと思います。お願いいたします。

○池邊座長 それでは、土地利用のパートについて皆さんからの御意見を頂きたいと思います。

挙手でもいいんですけども、私どもの方は先ほどの農村政策検討会とは逆に、いつも名簿の上から順に御意見を頂いています。

最初は安藤委員、よろしゅうございますでしょうか。よろしく願いいたします。

○安藤委員 御説明ありがとうございました。

私の質問は農村RMOと農地利用との関係が中心なので、資料2の説明の後の方がいいかなと思うんですが、それでも許してもらえますでしょうか。

○池邊座長 資料2は、もしかすると先に説明した方がいいんですかね。そんなことはないですか。先ほどの農村政策検討会の方の御意見も、資料2を見ていただくと御理解いただける部分もあるので。

すみません、ですからちょっと進行を変えさせていただいて、先に事務局から資料2の御説明を頂いて、その後、土地利用の方は皆さん多分そことの結びつきのところでの御意見が多いと思いますので、資料2の説明をお願いしたいと思います。急に變更ましてすみません。

よろしく願いします。

○地域振興課長 地域振興課長の富田と申します。よろしく願いいたします。

農村RMOについて、資料2に基づきまして少し具体的な説明をさせていただきたいと思います。

サブタイトルにありますように、農用地の保全と地域運営組織の形成ということで、正に農用地の保全をしっかりとやっていく必要があるという農林水産省のテーマ、これと地域運営組織をしっかりと結びつけていこうという狙いを持っております。よって、農村型地域運営組織（農

村RMO)を形成するというタイトルにさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、これが中山間地域の現状を如実に表している代表的なデータだと思うんですが、特に左下のグラフにありますように、集落内の総戸数は減少が著しい状況です。中山間地域直接支払交付金の交付面積につきましても、第5期対策に入りまして大幅に減少するというので、今のうちに手を打たないと、農地維持の体力が限界に来ているのではないかといった危機感を持っているところでございます。

そこで、次のページでございますが、農村型地域運営組織(農村RMO)というものをしっかり作っていくべきだと思っております、これが具体的にどういうイメージかといいますと、下に集落協定とか農業法人がたくさん並んでおりますが、この複数の集落での集落協定でありますとか農業法人、いわゆる農業者を母体とした組織が、いわゆる今のRMOだとか自治会だとか社協さんとか、多様な地域関係者と連携する形を作っていただいて、これを協議会的な形にさせていただいて、まず活動の基本となる体制を作っていただいて、その中でコアとなる農用地の保全、そして農産物と地域資源の活用、更には生活支援に係るようなところまで将来のビジョンをしっかり作っていただいて、各事業を展開していただくことが必要ではないかと思っております。

下に中山間直接支払いや多面的機能支払いと記載がございますが、この活動にも非常に多種多様なものがあると思いますし、団体のありようもいろいろあると考えておりますので、これについては画一的に「これ」と決めたようなものではなくて、柔軟に様々な体制を支援していけるようにと考えているところでございます。

次のページでございます。

まだ全国的に農村RMOはそんなにたくさんあるわけではないんですけれども、1つ、高知県梶原町松原区の事例を御紹介させていただいております。

ここもまだ現在、発展形ではございますけれども、この地域、集落活動センター育成を県がやっている中で、梶原町の第1号として松原区が集落活動センターで、ガソリンスタンドが地域からなくなってしまうという危機感でNPOを設立して、生活を支えるような取組を始める。その中で、中山間直払は平成17年に広域化をされていっちゃいまして、体制をしっかりされた中で更にこの活動を発展させて、地域資源を活用した農産物加工品の販売だとか農家レストランの運営だとか、そういったことも手がけていっちゃるということで、集落活動センターを中心にこういった3つの活動がしっかり展開されている一つの事例ということで紹介させていただいておりますが、我々としては、こういった例をどんどん全国で作っていく必要があると思っています。

4ページは、先ほども御質問がありましたけれども、いわゆる農村RMOというのはどういう領域をやるのかということです。

この赤で囲っている全体が農村RMOの活動領域と考えております。左側から、農用地の保全活動を行う組織を中心に活動が展開していくようなイメージをここに記しておりますが、例えば直払とか多面組織、そういう共同作業をやっている人たちが多様な主体を巻き込みながら経済活動を展開しつつ、更に生活支援に至るまで手がける組織へと発展していく、更には手を組んでいくようなことを横断的にやっていく必要があると思っております。

ちなみに、今現在、全国で進められているRMOの主な活動領域は、やはり生活支援、更に地域資源活用を一部されているところが多いんですが、農地保全という観点から進めているところはなかなか少ないということで、我々はこちらをしっかりと重視していきたいと考えているところでございます。

5ページを見ていただきますと、ここからは農村RMO形成にはいろいろなタイプがあるのではないかとということで、これは本当に種々ありますので挙げ出すと切りがないんですが、大きく3つのタイプを紹介させていただいております。

パターン①として、まず、中山間直払等の集落協定さんが地域の、例えば今のRMOさんとか自治会にアプローチして、手を組みましょうということで農村RMOの活動を展開していくパターン。

6ページは、自治会等はあるんだけど、なかなか活動ができていない、その中で中山間直払等の集落協定、農地を保全する協定、団体等が活動を発展させていくことで、地域資源の活用だとか生活支援にまで活動を発展させていく、ウイングを伸ばしていくという例でございます。

更に7ページでございますが、これは逆のパターンといいましょうか、例えば地域の今のRMOさんであるとか自治会さんなどが左側の直払の集落協定、ちょっと活動が低迷している協定さんがあったとしたら、一緒にやりましょうということでサポートしていくような形で、農村RMOの3つの活動を展開していただくということでございます。

大きくこの3つに分けておりますが、これ以外にも本当に細かく分けるといろいろなものがあるかと思いますが、幅広い形を支援できるような仕組みにしていきたいと思っております。

8ページは、先ほども資料に出てまいりましたが、今、我々も各省連携をしっかりとやらなければいけないと思っております。

その具体的なアイテムとして必要なのは、やはり一番上にありますように、各府省、各所管の制度を分かりやすく伝え、使っていくことかと思っております。2番目は、これを伝えるに

は、やはり各府省さんの県・市町村向けの説明会に我々農林水産省もしっかり参加させていただく、それから農側の説明会にも各省が参加するという形を取って、しっかり伝えていくことが必要かなと思っています。そういったことで総合的に意見を交換したり情報を共有する場として、各省連絡会議を開催していきたいと思っております、年内では10月に1回目を開催させていただいております、その際には小田切先生にも御講演を頂いたということで、ありがとうございます。

次に、9ページでございます。

農村RMOに関する各省の施策ということで、これ以外にもたくさんあるんですけども、代表的なものを整理させていただいております。

やはり農村RMOに必要なものということで、人がとても大事だと考えております。そういうことで、例えば集落支援員であるとかSC、生活支援コーディネーターであるとか、そういった方の寄り添いを頂きながら、更に地域起こし協力隊でありますとか特定地域づくり事業協同組合等の人材にもしっかりとRMOに参加していただけるような形が取れば、とても安定した活動ができるのではないかと考えております、各省しっかり連携してこれをサポートしていきたいと考えているところでございます。

10ページです。

今、我々は、来年度の予算要求の一つの柱として3つの支援を考えているところでございまして、下から参りますと、まず地域レベルでは、地域レベルでしっかりビジョンを作って農村RMOの活動を展開するものに対する支援をしていく。更に圏域レベルでは、部局横断的な支援チームを作っていただき、多分それがすごく重要になってくるのが、先ほど広田委員や若菜委員からも御発言がありましたが、中間支援組織ですね。こちらが各組織、市町村や都道府県の組織を束ねて地域と一緒に走っていく、考えていくような体制が必要かなと思いますので、この中間支援組織の側面なりキャラクターですよ、これをしっかり県と共有して進めていく必要があるかなと思っています。

更に、全国レベルでも共通のプラットフォームを作って、情報を全国的に共有していくような取組も進めていきたいと思っております。

簡単ですけども、以上で説明を終わりたいと思います。

○池邊座長 御説明ありがとうございました。

本来であれば今の御説明に関しても農村政策検討会の委員の方々から御意見があるかと思いますが、一応順番もありますので、先に土地利用検討会のメンバーからお1人ずつ御意

見を頂いて、その後、数名になるかもしれませんが、農村政策検討会の委員の方々からも御意見を頂くような形でお願いしたいと思います。

それでは安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 御説明ありがとうございました。

市町村行政の弱体化が進んでいて、特に現場にアウトリーチしていくような力が弱くなっている中で、こうした農村RMOのような組織の設立を推進していくことは、私も重要だと考えております。

農用地の保全につきましても、集落協定もだんだんじり貧になりつつあるということだと思いますが、場合によっては集落が分断されるような協定もあつたりするかと思いますが、そうした小さい協定も含めて、そうした集落を開いて新しい力を生み出していくために、この農村RMOを使っていくことが有効かなと思っております。特に、集落を開くために生活支援の方から働きかけていく、そういう方向性が示されたことは評価できるかなと伺っておりました。

その上で、質問になるんですけれども、農村RMOの設置が想定されている地域は中山間地域だけという理解でよろしいのでしょうか。農村地域全域に網を掛けていく、そういうことを考えていらっしゃるのかどうなのか、農村RMOの設置地域をどこに想定されているのかが1つ目の質問になります。

2つ目ですけれども、図の右側にあるような公的な組織とか機関というのは、ここに掲げられているものだけに限定されるのかどうか。例えば、右側にJA等を明示する必要があるような気がするんですけれども。なぜかという、確かに農協等も弱体化しておりますが、農協の支所単位はかなり重要なまとまりを持っておりますので、そうしたまとまりを生かして生活支援などを実施していく。実際農協もそういう役割を果たしていると思うんですが、その辺り、既存の組織・団体を十分に活用するときには農協も重要な役割を果たしていると思いますので、位置づけを考えてみてはどうでしょうかというのが私からのコメントになります。

その上で、最初の質問である中山間地域に限定されるのかどうかということと関わってくる話ですが、そういう点では、図を見る限りは、集落協定が農村RMOの構成要素となっておりますけれども、農地利用や土地利用という点からすると、集落協定の対象となっていないような農地や土地は外されてしまうのかどうなのか。そうした土地も含めていくような場合には、図の左側に何を置けばよいのかということになるかと思います。集落協定以外に何を置いていったらいいのかなということです。

もし中山間地域に限定せず、農村全域に網を掛けるとすれば、人・農地プランのようなもの

しかないと思うんですけども、そうした場合、集落を使うということもありますが、その場合にはやはりプランがそこに存在していると思うんですが、そうした人・農地プランと農村RMOとの関係はどう整理して考えたらいいでしょうか、そういう質問になります。

ちょっと長くなってしまいましたが、私からは以上となります。

○池邊座長 ありがとうございます。

今の質問に関しましては、後ほど全員が終わった段階で事務局から答えていただくようにしたいと思います。

それでは、続きまして笠原委員、お願いいたします。

○笠原委員 おはようございます。笠原です。

1つ目が、農山漁村活性化法における活性化計画と人・農地プランの法定化の関係について伺いたいと思います。

両者の関係についてですけども、全くの別物なのか、一部重なるものがあるのか、完全に重なるかなど端的に説明いただければと思います。

また、これは通し番号で9ページになるかと思うんですけども、ツの②、市町村による土地の用途指定に有機農業が入っているかと思いますが、有機農業は粗放的利用にはならないと思いますので、プランの対象地域の中で用途指定がしやすいような仕組みを検討する必要があるのではないかと思います。

また、同じ文中に「地域の農業者等の意向を踏まえ、」とあります。意向を固めるに際して、長期的な土地利用を検討する際の話合いに限らず、人・農地プランの集落座談会であるとかプランの対象地域を決める際の話合いとか、中山間地域等直接支払の話合い等でもよいという形にしていきたいと感じています。正直、現場の農家の皆さんは大変話合い・会議疲れを起こしている状態ですので、そういったところの柔軟な対応をしていただきたいというのが私からのお願いの1つです。

それから、16ページをお願いできますでしょうか。

こちらに土地利用推進の地図があるかと思いますが、今回ちょっと思ったのが、太陽光発電というものが全く資料の中で見えなかったということです。いろいろあるのは承知しているんですけども、やはりそういった形で粗放的な使い方を選択するところもあるでしょうし、その辺は少し織り込むべきではないかと思います。

また、この地図の中に人・農地プランのエリアを示していただきたいというのが私の感想で

す。ゾーニングという言い方がいいのか、ちょっと分かりませんが、どこを粗放的にしていくかという話になってきたときに、逆にどこを守っていくのかという選択も当然必要になってくるかと思いますので、特に中山間地においては「人・農地プランのエリアはこの辺ではないか」という話をしていただけると、農業委員会自身としても大変有り難いと思っています。

粗放的利用に回ることが考えられる農地は、どちらかといえば人・農地プランの中から除外されていく農地になります。非農地化という形で、私どもで非農地証明を出すことがあるんですけども、精神的なハードルは、やはりかなり大きいので、そこも明示していただけるようであれば、逆に守るべき農地が明確になっていくことにもなりますので、守るべき農地の明確化を進めやすいという点でも御検討いただければと思います。

また、そうなった際に、今現在、各農業委員会で遊休農地を再開墾しているケースがとても多いんですけども、農山漁村振興交付金の最適土地利用対策にも農業委員会が取り組めるようにしていただきたいです。今現在ですと、遊休農地を改修したモデル補助等を農業委員会で作っている例がありますけれども、県とか市町村の独自予算でやっているケースが大変多いので、国の事業が使えるとなれば、こうした取組を後押ししていけるのではないかと考えます。

先ほど資料2の説明を頂きましたけれども、通しページ21ページ、中山間地域等直接支払の対象集落に関連してです。

中山間地域等直接支払制度については、中山間3法などの指定地域が対象となっていて、それ以外については知事特認での対応となっていると思います。旧市町村単位での、農林統計上の中山間地域に分類された市町村が対象となっている傾向があるかと思いますが、そこに分類されなかった場合であっても、市町村区域に条件不利な地域があれば、そこに対象を広げていただくような運用が必要ではないかと思いました。

私からは、取りあえず以上です。

○池邊座長 現場との非常に重要なポイントが幾つも示されたかと思います。特に人・農地プランとの関係、それから実際の土地をどのように、守る土地と今後、手放すと言う言い方はあれですけども、農業ではなく違った形で保全していく用地をどう考えるか。あと、やはり地域が会議疲れしている中、また新しいプランが入ってきてというところがあるのかなと思いました。ありがとうございます。

それでは、農村プロデューサー養成講座でもいろいろお世話になっております高橋委員、現

場からの声もまたあるかと思いますが、よろしくお願いします。

○高橋委員 お世話になっています。高橋です。

私からは、2点です。

9ページの農地バンクですね、これは一定のまとまりで借り受けた農地についてですけども、区画整理は従来から行えることになっていましたけれども、これを農業水利施設の整備まで広げて整備できるということは、土地利用を進めていく上では画期的な方法だと思っています。是非これを実現できるように進めていただきたいと思います。

それから、15ページ。

この中で、農村RMOの話が先ほどからありましたけれども、この絵は中山間地域で各集落協定ごとに複数の集落協定がまとまるような形になっています。今、中山間地域等直接支払の協定地域で集落戦略づくりを進めています。ただ、この集落戦略づくりも各々なかなか進まないという状況において、いろいろ熱の違いがあるところを1つにまとめるのは、誰がまとめるのかなど。この主体が誰になるかによって全く方針が変わってくるのではないかと思います。

それと、集落戦略、あと中山間地域等直接支払計画の中では、その農地を守るための話合いを今、やっているんですね。そうなってくると、地域の中の農家以外の人はどう関わってくるのかがはっきりしません。そういうことで、話合いの手法というか、内容ももう少し幅広に話していく仕掛けが必要になってくると思います。

この辺の仕組みを、今、農水省さんが出している集落協定策定のマニュアル、これだけではもう対応できないような状況になっているのではないかと考えていまして、実は昨日、一昨日の夜と2日連続で、違う地区なんですけれども、集落戦略を作るためのワークショップを開催してきました。その中でも、やはり農家の人たちだけが集まって話をしているものですから、やはり内容が農家以外の人が入っていけないような感じになっています。そういうことで、その辺の仕組みをもう少し詳しく、丁寧にしていく必要があると思っています。その辺のところ、集落協定を、ただ横串を刺していますけれども、この辺のところが仕組みづくりとして、現場ではちょっときついかなど感じています。

私からは、以上です。

○池邊座長 ありがとうございます。

今の農地バンクと、すごく重要なのは集落協定の話ですね。ここをどういう形で束ねられる

のか、それはどういう方がやるのかという辺り。先ほども中山間、5年間続けられないとかリーダーがいないからできないといったお話が資料の中にございましたので、そのようなものも関係してあるかなと思います。

それでは、続きまして林委員、お願いいたします。

○林委員 林です。取りまとめ等、いろいろありがとうございます。

私からは、土地利用関係で主に2点になります。

1つは、通し番号で16ページですけれども、この写真ですごくイメージが分かりやすく、非常によいと思いました。

ただ、ふだん無住集落等を主に調査している者としては、これでもまだかなり大きな場所だなという印象を受けますので、もう少し小さいところも例として見ていただければと思いました。

あと、先ほど少し話が出ましたが、やはり太陽光とか、最近非常に目立ちますので、そこについても言及が必要かなと思いました。

それから、通し番号26ページになります。

農村RMO自体はすばらしい取組だと思うんですけれども、やはりそれすら難しいところが話合いも含めて出てくると思いますので、今後、例えばパターンごとに最低条件みたいなものを考えていく必要があるのではないかな。

それから、御説明の中でも、たくさんのパターンがあつてほんの一部なんだと強調されたわけですが、特にこのパターン③みたいなものが今後、重要になってくるのではないかなと思っております。といいますのは、過疎地域の隣も過疎地域という場所がたくさんありますので、パターン③のバリエーションをもっと伸ばしていく形で、また御検討いただければと思います。

私からは、以上です。

○池邊座長 ありがとうございます。

やはり対象地と、それがどういう形で形成されるのかというところ、大事な点だと思いますので、後ほど事務局からもお答えいただきたいと思います。

それでは広田委員、お願いいたします。

○広田委員 私からは、簡単な質問が1つとコメントが2つですかね。順番にいきいたいと思い

ます。

質問ですけれども、今日配られた資料の6ページ、土地利用の施策のところ、右側の対応状況のツの②で「これと併せて、地域の農業者等の意向を踏まえ、市町村による土地の詳細な用途の指定……」これは農用地利用計画のことを指しているのか、それとも別の計画を指しているのか。これは確認的な質問です。

それからコメントは、今日の資料の12ページ、農村RMOの図ですが、この資料は全体として非常に分かりやすくていいなと思ったんですけれども、ここで農村RMOの形成と言うときに重要なのは、計画づくりというよりは、この図に示されているような現状の様々な組織、団体を把握して、そういった組織、団体の連携や、これから農村RMOがやっていくべき事業の推進体制の構築の方が重要かなと感じました。先ほどから計画の話が出ていますけれども、既にいろいろな計画がありますし、それとのバッティングとか調整のことを考えると、むしろこういった体制をどう作っていくかというところを主眼に置くような進め方の方がいいのかなと思います。

前提として、今、こういった組織とか活動、ここで言う協定も含めてですけれども——があって、それがうまく機能しているのかというところまでの現状把握が非常に重要で、その上で、どことどこをつなげて、どういう推進体制に持っていくかというところに集中した方が実りがあるものになるかなと感じました。これがコメントの1つ目です。

2つ目は13ページ、先ほどからいろいろな方がおっしゃっていますけれども、こういう土地利用計画を作るときに、判断保留地、あるいは要検討地といった、今の時点では明確にこのエリアをどうすると決めにくい土地、そういうカテゴリーを設けた方がいいと思います。現実としては、きっちりと分けることが難しいケースが非常に多いわけですし、そういったある種の計画保留地というか、曖昧なカテゴリーを入れた方が作りやすいと思います。

それに関連して、これも最近のプランニングでよく言われていることで、プランニングよりマネジメントという言い方をするんですけれども、取りあえず現時点で計画を作っておいて、それを定期的に更新していくというマネジメントの方が非常に重要だという考え方です。今回、仮にこのような農地保存のための計画を導入していくのであれば、もう最初からそういう考え方の計画を作っていた方がいいなと思います。

ちょっと長くなりましたが、最後、高橋委員がさっきおっしゃっていた、いわゆるこれまでの農業関係者以外の人の参画というのは極めて重要でして、今回の中間とりまとめ全体が、多様な主体の参画というところが基調としてあると思うんですけれども、その具体的な現場にも、いわゆる話合いと呼ばれるところにはなかなかそういう人たちが入れない現状があるので、こ

こでうまい仕組みを作って、いわゆる現時点での非農業者というか、そういう方の意見が反映されるような、あるいは意見を聞けるような場をどうやって上手に作っていくかというところは極めて重要だと思っております。

○池邊座長 ありがとうございます。

今回の計画の中では他省庁連携という形で、生活支援というところも出ておりますので、農家さん以外の方の参加は非常に大事な点だと思いますし、また、この地図の中で曖昧な場所、未確定な場所はいろいろなところで多々ある問題だと思いますので、是非ともこの地図の中でそういうものを明確にすることも大事かと思います。

質問については、深町委員の御意見の後、皆さんの部分にお答えいただきたいと思います。

お待たせいたしました、深町委員、お願いいたします。

○深町委員 ありがとうございます。

私からは、資料1の4ページと16ページに関連することをお話しさせていただきたいと思います。

まず4ページで、関係府省等と連携して地域政策の統合化につなげるというのは、とてもいいことだなと思っております、特に組織だとか人の面で非常に充実した政策の展開ができると感じているところです。

更に、その連携の方向を16ページで見たときに、土地利用をこの図で見えていきますと、やはり従来の農地だけではなく周辺にある、例えばこの図で言うと森林が広がっていたり、もともと農地だった所が林地に変わっていくというようなことを考えたり、いろいろな水系もあるということを考えますと、空間的なつながりとして農地以外の政策、関連している部分について、地域レベル、あるいは市町村レベルでは農林水産業が一体となったような形の行政の枠組みがあると思うんですけども、実際に地域の中でうまく、核となる地域だけではなく周辺も含めて、農山漁村の活性化だとか地域資源の持続的なうまい利用をどう考えていくかを考えると、そういった部分は土地利用の仕方だとか連携の仕方が大事になると思うので、展開の仕方を関係府省ですとか、あるいはいろいろな政策があって、平井委員からも御質問がありましたが、私自身も、みどりの食料システム戦略等と今回のものにどういう関係性があるのかといったことで、関連する施策とのいろいろな関係性ですね、それぞれがどんなものかというだけではなく、関係性だとかつながり方とか、あるいは階層構造とか、そういうことが分かるような形にさせていただきながら、空間としてのつながりもうまく生かせるような方向を目指すとしたらどう

するかというところで、議論とか実践のいい例が出てくるといいなと思っております。

それから、笠原委員から粗放的な土地が横に追いやられてしまうといったお話を聞いたんですけど、実は粗放的な場所、例えば放牧だとか、あるいはもうちょっと違った資源利用が可能な、再生可能エネルギー等も考えられますし、あるいは生物多様性の保全という観点からとても大事な場所かもしれないので、地域全体として価値づけができる方向で全体の土地が位置づけられるような、そういったことを積極的にやることも大事だと思うので、どんな可能性があるのかも含めて、これもやはり関係府省との連携がとても大事になると思いますので、是非こういった観点も大事にしていきたいと思います。

以上です。

○池邊座長 ありがとうございます。

特に後半にありました粗放的利用というところですね、私も、粗放的と言うと農業をやっていないということで、何というか、価値がないように感じられてしまう人も多いと思いますし、御自身の土地がこのように粗放的利用という形で描かれたときに、土地のオーナーさんがどう思われるかなと思うんですけども、粗放的利用の場所というのは、実は今回の計画の中では逆に非常に価値がある、今後の可能性を多く秘めている土地と考えられると思いますので、その辺りの考え方、あるいは表現の仕方なども、実際こういう土地利用が住民の方々に示されるとすると、表現の仕方も含めて考慮が必要かなと思いました。

それでは次に、農村政策の在り方検討会の方でどなたか、全員はちょっと無理かと思いますが、二、三名であれば御意見賜りたいと思います。いかがでございますでしょうか。

では平井委員、お願いいたします。

○平井委員 ありがとうございます。

大きく2点あります。

1点目は農村RMOに関してですけれども、ターゲットがどこなのは、やはり見定めてやっていく必要があるかなと思っております。幾つかの県を見ていると、最初の問題提起にもありましたが、中山間直接支払いの協定自体がもう解散してくる状況がありまして、これをどうやって周りで支えていくのが1つ焦点かなと思っています。

もう一つが、一般RMOとの関係にも関わるんですけども、私は一般RMOの弱点として、やはり自治体が相当持ち出しの予算を付けて回しているところだと考えており、この部分を直払支払いの集落部分、共同部分でカバーしていくことで、ある程度持続性を保っていくことが

1つ焦点になってくると思います。

今回挙げられていた高知県の事例ですと、連携がなされているというよりは、現場レベルですとどのお金はどうやって使われているのかが非常に重要なポイントで、事例を整理するときも、単に組織が名前を連ねているとかそういうことではなくて、財源構成まで見ていただいて、集落協定での共同部分を一般的な部分までどうやってうまく活用しているか、その部分に焦点を当てていかれると、現場も「あ、そういうことなんだな」と分かりやすいのではないかと思います。

2点目ですが、話し合い疲れというのは本当に、ワークショップを専門にやっている人としては耳が痛いところなんですけれども、高橋委員からありましたように、やはりマニュアルの方を改善していく。そして、その点では広田委員からありましたプランニングというよりはマネジメント、小田切先生の言葉ではプロセス重視であるというところを重視して、もう一回様々な計画を総点検していただき、話し合って実のあるものであれば私は使いたいと思っていて、この部分、話し合い疲れがあるというのは単に話し合いの機会が多いだけではなくて、この話し合いをやってどうなるんだろうというのが見えない中で話し合いを続けている状況、それは計画づくり、この計画を作ってどうなるんだというのが見えていない計画、マネジメント部分やプロセス部分に接続していない計画があるように思われますので、この点はマニュアルの改定、そのときの視点の置き方ということで重視していただければと思っています。

すみません、以上になります。

○池邊座長 貴重な意見をありがとうございます。

ほかに。

嶋田委員、お願いします。

○嶋田委員 ちょっと話がずれるんですけども、先ほどの新しい政策の方でお聞きすべきだったのかもしれませんが、私が気になっているのは、多様な担い手が参入していく際に、基盤強化法に基づく利用権設定の問題がなお現実に障害になっているのではないかという点です。

昨年11月にも農地政策課長通知で「面積の縛りはない」と出されてはいるんですけども、一方で現場のお話を聞くと、これは府県によってかなり違うのかもしれませんが、ある府県では、利用権設定の面積を低くしようとしたときに、府県の方から基盤強化の基本的構想でそんな小さな集積を想定していますかみたいなことを言われて、そこを想定していないなら、

法令上できるとしても、そんな小さな面積はよろしくないとして拒絶されてしまうということがあったりするということです。つまり、多様な担い手を増やしていくんだという発想が現場レベルまで浸透していないのではないかと。多様な担い手を増やすということと土地政策との矛盾みたいなものが生じているのではないかと思っております、これは今日というわけではありませんけれども、この利用権設定の現状、実態をお調べいただきたいと思います。農水省としてはもう手を打っているという御認識だと思うんですけども、現場が果たしてそこについてきているかどうか、いま一度確認していただく必要があるのではないかとということで、これはお願いになりますけれども、以上でございます。

○池邊座長 貴重な御意見ありがとうございました。

ほかにはいらっしゃいますでしょうか。

谷中委員、お願いいたします。

○谷中委員 ありがとうございます。

簡単なコメントを一言。左下のページ番号23のRMOの事業領域と発展過程について、資料として大変分かりやすく、いわゆる3領域それぞれをカバーするということで表現されていると思います。農村RMOは、左側の農用地等保全事業から、右に矢印が出ているようにベクトルを発展させるという図だと思います。これそのものは、大変よく理解しました。

一方で、現場から考えると、要は外枠全体が実現できればよいわけであって、発展の仕方としては、この矢印の向きというよりも、地域資源活用事業とか生活支援事業の人たちから農用地等保全事業の方への発展の仕方の方が実は結構あるのではないかなというのは、現場で感じています。もちろん左からのベクトルがあってもいいんですけども、民間の方からのドライバーを利かせるというか、左向きのベクトルも想定しておくと思いいます。結果的に農村RMOというものが活発化すれば同じことなので、要は両向きのベクトルを想定してもいいのではないかとというのが率直に感じたところです。

○池邊座長 ありがとうございます。

よろしければこれで1回打ち切らせていただきまして、事務局から、まずは対象地ですとか既存の制度との関係性等を含めてお答えをお願いしたいと思います。

○地域振興課長 RMO関係で、現場目線で大変貴重な御意見をたくさん頂きまして、感謝申

上げたいと思います。とても参考になるお話がたくさんあったと思いますので、しっかり制度の参考にしていききたいと思います。

その中で、全部お答えできるかどうか分かりませんが、今の考え方だけでも御紹介させていただきます。

まず安藤委員や平井委員からターゲットの話がありましたが、我々も一遍に何百地区でRMOが育つとも思っておりませんし、やはり非常に時間が掛かることだと思います。それを行政として何か支援できれば、一つでも二つでも立派なところが増えてくればという思いであります。そういった意味では、先ほど御説明させていただいたとおり、今、特に中山間地域の集落戸数が激減している状況の中で、主には中山間地域をまずターゲットにした中でRMOのモデルを作っていくことが大事だと思っておりますし、もちろん平場を忘れていてはいけません。ですけども、その中でいろいろなケーススタディ、それからトライ・アンド・エラーが出てくると思います。そこでノウハウをしっかりと蓄積して、平場への展開にもつなげていきたいと思っております。

それから、体制の話もいろいろな御意見を頂きました。JAのことも含めて。先ほど高橋委員からもパターン③が大事だとか、それからいろいろなバリエーションが出てくるという話もありましたが、正に農村RMOはいろいろな方に関わっていただくことが大事だと思っておりますし、集落協定だとか農家だけで集まって農地を守るというのはもうなかなか難しいわけですから、それを地域全体で、それも集落協定外の農地も含めてみんなで話し合っていて、そこには人・農地プランも絡んでくるのかもしれませんが、守るべき農地、そうでない農地も含めてどうするのかということを経営全体で考えていただく、そういう仕組みの中で農村RMOが機能していけばいいと思っておりますし、そういうモデルを本当に作っていきたくて考えております。

それから集落戦略に関しましては、林委員から御意見を頂きまして、ありがとうございます。

今のマニュアルももっともっと改善していく必要があると思いますので、今回のRMOという、我々もこれからしっかり考えていかなければいけないという起点に今、立っているのです、そういうことも踏まえながら、集落戦略も考えていきたいですし、それから主導権を誰が握るんだという話もありましたが、やはり人が一番大事だと思うんですね。いろいろな現場からも人が足りない聞いています。その中で、では1人が主導権を握るのかということ、そういうわけではないと思いますし、小田切先生からも、複数のリーダーがいてもいいのではないかといい御意見も頂いておりますので、どういった人に活躍してもらえるのかということも主眼にした応援ができればいいかなと思っております。

それから、谷中委員からも最後、現場は右から左、要は生活支援の方からアプローチしていくパターンがあるのではないかと、高橋委員からも、パターン③のバリエーションを伸ばしていくべきだという有り難い意見を頂きました。我々は農水省なので、どうしても左からばかり見てしまいがちですけれども、実は今、こういったRMOになり得る地域があるかは実態調査していきまして、その中で、やはりパターン③もあることは分かってきておりまして、そういったところも支援の対象にしていくことは十分考えられると思っております。

○池邊座長 ありがとうございます。

ほかにお答えする部分は。

○農村計画課長 では、残りの部分についてお答えしたいと思います。

安藤委員、笠原委員から、人・農地プランとこちらの土地利用の計画の関係いかんといったお話がございました。どちらも法制化されますと、人・農地プランと活性化計画は、制度上は別の計画になってきます。人・農地プランの方は担い手に農地を集積・集約化していくか、そういう計画ですし、こちらの長期的な土地利用、持続的な土地利用の計画は、そういう集積・集約化から漏れるところをどのように使っていくか、そういう計画になりますので、計画上は別物になるということではありますけれども、ただ、それを別々に考えるのではなくて一体的に、地域の土地利用としてどうするかを考えていかなければいけない問題だと思っております。話合いとかそういうものはしっかりと連携を取ってやっていく必要があるんだろう、あるいは同じ話合いの中でそういうプランを作っていくことが大事かなと考えております。

その際に、笠原委員からありましたように、あるいは林委員からもありましたが、太陽光のパネルをどのように置くのかとか、あるいは守るべき農地を明確化してどこを非農地化するかですとか、あるいは広田委員から、判断保留地みたいなものを入れたりする。これは今後、詳細な制度設計を考えていきますので、そういう中で、こういうものがあつた方がいいかどうかとも検討していきたいと思っております。

それから、深町委員からありました生物多様性の保全みたいな観点ですね、そういうものも含めて考えていかなければいけない問題だろうと思っております。農業上は価値のない土地かもしれませんが、地域にとって必要なところをどう保全するかを考えないといけないかなと思っております。

それから、広田委員から御質問のありました通しの9ページのツの②です。詳細な用途の指定のところですが、これは、御指摘ありましたように農振法の農用地利用計画のことでございます。農用地利用計画上は4つの用途、農地と採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地

という4つの用途を決めることになってはいますが、そのもっと細かい区分を定めることは現行でも可能になっているということで、地域の方の意向をよく踏まえて、そういう用途をどんどん使っていこう、そういうことを考えています。

ここは有機農業をやるエリアだとか、あるいは放牧のような粗放的な利用をするエリアはここだとしっかりゾーニングしてやるのも大切なことなのかなと考えております。

私からは、以上になります。

○池邊座長 ありがとうございます。

私の方で少しまとめさせていただきますと、安藤委員から頂いた集落を開く、拓くというのは開放のイメージのような開くということと、開拓という意味での拓く、どちらかというと私は開拓の「拓」を使うんだと思うんですけれども、これがやはり今回のRMOの鍵になると思うんですね。

私も若い頃からワークショップとかいろいろで入ってきましたけれども、やはり集落の中は非常に厳しい、特にもう女子供は会議には——子供は当たり前ですけれども、女性が出てこない。これは私も、東日本大震のときに会議に出ると、東北地方では女性は全く出ないのが習慣なんだと女性の方からお伺いしたりもしました。

そのように考えると、農家さんと多様な担い手ですね、先ほど高橋委員からお話がありましたけれども、非農家の人を含めた話合いの場をどう作っていくのか。その中に、正に小田切座長がおっしゃったような複数のリーダー、先ほどの通しの23ページですか、左からではなく右からというお話がありましたけれども、やはり買物支援とか、ここにはありませんけれども、中山間でなくても、千葉県のような農業が盛んなところでも買物難民、医療難民が非常に多くありまして、あと移動交通の支援ですね。高齢化してきますとなかなか、今までは女性でも軽トラックでぱっぱと移動していたけれども、それがなかなかできなくなる、また危険を伴ってくるということもありまして、そのようなものを、今の不便の部分の何かしら便利にするようなことを考えていく。

先ほどの何か話合いに疲れているというのは、そういう、何というか、モチベーションが低いものというか、その話合いに目標がないから楽しくないのではないかと平井委員がおっしゃったと思うんですけれども、それは本当に大事なことで、今回のRMOで、あまり夢みたくないことは言えませんが、自分たちの生活の中の利便性とか、やはり不便だった部分が何かしら、新しい人あるいは新しい省庁が入ってくることによって便利になるといったことを考えていただくことが大事だなと思いました。

やはり一番大事なのは、推進体制の構築。広田委員からお話があったところですね。それはプランニングではなくマネジメントだというお話の中で、やはりマネジメントと言ったときに、幾つかの省庁からいろいろな事業が入ってきますと、どういうマネジメントを誰がやるのか。それと、それを全体的にコーディネートできる総合プロデューサー的な人間が必要になってしまふ。それを集落の人だけでできるのかどうか。あるいは、先ほど安藤委員から農協の活用というお話もありましたけれども、従来の農業委員会とか、今まで笠原委員や高橋委員がやっていらっしゃるような体制でできるのかどうか。

逆に言えば、今、教育の場面だと、教員の方々がもうこれ以上は何もできないとおっしゃっていると思うんですけども、農業の方々も農政課も人・農地プラン等でいろいろ大変なのに、それ以上この新しいRMOをどうやるのか。しかもほかの省庁も入ってきて何だか面倒に感じられると思われなくて、中山間地域に新しい人、特に若い人が入ってきて新しい形になって、自分たちの生活が豊かになる、それから自分たちの子供がもしかして戻ってきて継いでくれるかもしれない、そのような形になるのが理想的なのかなと思いましたので、その辺りの事業の整理、あるいはやはり簡易にできること。やはり最初にすごく難しいと思ってしまうと、受け入れる市町村の方がもう及び腰になってしまいますので、そこら辺りは本省さんの方でよく考えていただいて、やりやすい方向。それで、先ほど事例が紹介されましたけれども、こういうふうにやれば皆さんのところでもやりやすく、それほど手を掛けなくてもできるんだよという事例を見せていただければと思います。

ちょっと時間が過ぎてしまいましたが、私からは以上でございます。

それでは小田切委員、座長をお願いします。

○小田切座長 どうもありがとうございました。

それでは、今は議事（１）について議論を進めておりました。時間がなくなっておりますので、（２）その他に移りたいと思いますが、資料２については既に御説明いただいて、議論が終わっておりますので、資料３から５について一括して御説明いただきたいと思います。

まず、特定地域づくり事業協同組合についてですが、新しい状況が出てきておりますので、まず総務省の田中室長からお願いいたします。

○総務省地域振興室長 総務省地域振興室の田中でございます。

資料３－１につきまして御説明申し上げます。

特定地域づくり事業協同組合制度の概要と認定状況でございます。

左下31ページですけれども、そもそもこれはどんな制度かと申し上げますと、上に書いてございますが、もともと根拠法は特定地域づくり事業の推進に関する法律、令和2年6月に施行されて議員立法により成立した制度ということで、人口急減地域に焦点を当てまして、各事業者さん単位で見ると年間を通じた仕事がなかなかない、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保できないことが人口流出の要因になってしまうということで、この制度は、1つの仕事ではなく、様々な地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事をつくり出そう、そして組合で職員を雇用して各事業者に派遣する、それによって安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保しようというものでございます。

法律の概要ですけれども、対象は過疎地域には限りません。よく過疎法の基準が適用されるんですかという御質問を頂くんですが、そうではありません。人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断するというので、もちろん人口が増えている地域とか大都市部を想定しているわけではございませんが、人口急減地域と知事が判断すれば、もうそれでいいということになります。そして事業協同組合の申請に基づいて知事が認定し、労働者派遣法に基づく派遣事業を届出で、無期雇用の職員を届出で派遣することができる。

左下にイメージ、農業者、林業者、第二次産業の皆さん、運送業者、介護業者、いろいろございます。こういったどの業者でも構いません。組合員になっていただいて、その組合から人材を派遣させていただき、利用料金を事業者さんから頂くという仕組みであります。当然お金が発生するわけですが、右の青い方ですけれども、その組合の運営経費の半分を公費で助成する。市町村が助成して、その4分の1が交付金となっておりますが、これは国の交付金です。この交付金分として、右肩ですが、来年度に向けては5億円の要求を、これは内閣府さんの方で計上されておりますが、要求させていただいております。

4分の1は国の交付金、残りの4分の1は市町村の負担なんです、その半分は特別交付税措置をされる。つまり、組合の運営経費が半分公費で支援されるという、議員立法による極めて有利なといいますか、異例な制度となっております。

次のページですが、これはイメージでして、もう本当に自由に組み合わせることができるんですが、例えば①は時期を区切って、春先は農業をやって、夏の観光客が多いシーズンには飲食業をやって、そして冬にはお酒造りをする。それぞれの事業者さんがその期間だけ雇用する。ただ、派遣される方にとっては年間を通じた雇用が生み出されることになります。②は、通年なんですけれども時間を区切って、午前中は介護とかこども園で働いていただいて、午後は小売業をやる、このような仕組みもできますし、創意工夫によって様々な活用ができる。

つまり、派遣される人から見れば年間を通じた雇用、各事業者さんから見れば、特に人口急

減地域では年間を通じて1人を雇用し続けることがなかなか難しい場合が多いんですが、それを組み合わせて可能にする制度でございます。

左下33ページですけれども、では、どうやって作るのかということで、細かい説明は省略させていただきますが、まず準備、事業者の確保ですね。もちろんその活動地区が人口急減地域であることはそうなんですけれども、事務局の職員、スペース、市町村が全般を支援していただくということで、事業計画ですね、人件費ですとか各事業者さんからの派遣料をどれぐらい、事務局の運営経費はどれぐらい、市町村からの財政支援はどれぐらいなのか収支見通しを作って、一般的な組合設立のプロセスであります。

そして関係機関、具体的には中小企業団体連合会が組合の設立認可、それから県が組合の認定を行います。労働局は労働者派遣事業の届出。これを並行してどんどんやっていただいて、④ですが、4事業者以上に発起人になっていただいて、組合を設立する。そして県の認定手続、労働局の派遣事業の届出を行うと事業開始につながるということであります。

先ほど申し上げましたように令和2年6月に成立した制度ですが、では今、全国にどのぐらいあるかということで、かなりもう具体的に動き出しておりまして、左下34ページと35ページが今の事例になっておりますが、北海道から、特に島根県とか鳥取県が多いですけれども、この資料上は、11月24日現在で25の組合となっておりますが、今日現在でまた2つ増えておりまして、現在は27の組合となっております。

今年度中にもまだまだ増える予定でありまして、全国各地でこの制度の活用が、今、広がっております。特に今日の議題でございます農山村地域におきまして、是非御活用いただければ有り難いと思っております。

以上でございます。

○小田切座長 田中室長、どうもありがとうございました。

それでは、庄司課長から補足をお願いいたします。

○農村計画課長 田中室長、どうもありがとうございました。

36ページ以下が農水省の資料になります。農村振興にどのように活用できるのかを少し考えてみたということです。

37ページをお願いします。

いろいろな事業者の方が組合員になって仕事を順繰り回すということですが、そういうサイクルの中に農村RMOみたいなものが入って、組合員となって、そして組合から人材派

遣を受けるというやり方があろうかと思います。

38ページをお願いします。

派遣した方に将来どういう形で農村の担い手になっていただくかというルートも少し考えてみたわけですが、まずは①にあるように、この事業協同組合の職員として組合員たる地域の事業者への派遣の仕事を続けていって、農村に定住されるというのがあろうかと思います。

それ以外に、複数の派遣先の中から自分がやりたいこととか得意なことを見つける、そして②のように、そこに就職するというのもあると思いますし、③のように複数の仕事を組み合わせてマルチワーカー、半農半X実践者みたいな形になることもあり得ると思いますし、継業——産業を継ぐこともありますし、自分でやりたいことを起業することも考えられると思います。

要は、地域側にとっては地域の産業の担い手不足の解消に役立つと考えられますし、地域内外の若者の方が中心だと思いますけれども、この地域づくり事業協同組合が農村へのファーストステップになることによって、自分に向いた仕事とかやりたいことを見つけて、それをスムーズに実現する、農村へのハードルを下げるのに役立つのではないかと期待しております。

以上です。

○小田切座長 ありがとうございます。

それでは、報告を続けていただきます。

次は農村プロデューサー養成講座について、同じく庄司課長、お願いいたします。

○農村計画課長 かしこまりました。

39ページ、農村プロデューサー養成講座の実施状況です。

飛びまして、41ページを開いてください。

今年度のカリキュラムの概要です。研修は、入門コース、実践コースから成っておりまして、実践コースは更に、2番ですが、1段階目のオンライン講義、2段階目の対面講義、それから最終段階の実践活動、そういう3段階になっております。

現在、実践コースの2段階目、対面講義を全国3か所でやることになっていますが、これまでに2か所で実施しているところです。

少し飛びまして、44ページをお願いします。

実施状況です。

左側の表ですが、入門コースはこれまで6回開催しました。毎回平均600人ぐらいの

方に視聴いただいています。実践コースですけれども、今年度は試行的な実施ということで定員を30名にいたしましたけれども、大幅に上回る応募を頂きまして、選考の上、44名で実施しております。

45ページをお願いします。

受講者について少し分析してみました。

左側の下の棒グラフです。所属で見ますと、やはり自治体の職員の方が中心でございます。県職員で普及指導員が半分ぐらいでございます。それから右から2番目、地域おこし協力隊の方も何人かいらっしゃる、そういう状況でございました。

46ページをお願いします。

ネットワークづくりのお手伝いも検討しているということですが、一番下にありますように、参画ルールをどうするかといったこととか、活動を活性化するためにはどうしたらいいか。作るというよりも、ネットワークはできるということだと思いますけれども、そういうこともあろうかと思ひますし、ネットワークの中からいかに政策の種を出してもらうか、そういうことも重要なことと考えております。

以上でございます。

○小田切座長 どうもありがとうございました。

最後になりますが、先ほど平井委員からも質問がありましたデジタル田園都市国家構想について、今日は内閣官房から内田審議官にお越しいただいております。まず、この構想や議論について内田審議官から御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官 ただいま御紹介いただきました内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官をしております内田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私から御説明いたします。

資料5－1、47ページをお願いいたします。

これは岸田内閣が成長戦略の最も重要な柱として力を入れております国家構想でございます。総理に御就任後、10月の臨時国会における所信表明演説で総理からこの構想の提唱がありまして、推進主体としまして、ここにありますデジタル田園都市国家構想実現会議というものが先月設立されました。

構成員でございますが、2. にございますように、議長が総理大臣、副議長がデジタル田園

都市国家構想担当大臣、デジタル大臣、内閣官房長官。構成員としまして、関係閣僚に加えまして地方活性化及びデジタルに関して優れた識見を有する民間有識者の方々がメンバーとなっております。具体的には、48ページのメンバーによって構成されております。先月11日に第1回目の会議がございました。

49ページ以降になりますが、第1回目の会議において担当大臣の若宮大臣から、デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、今後の論点についてプレゼンした資料でございます。時間の関係で、かいつまんで説明させていただきます。

まず、52ページになります。

今、東京圏への一極集中という大きな問題がありますが、なぜ東京圏に転入してきたのか、その裏で、どうして地方移住をためらったのかというアンケートが左の表でございます。これによりますと、やはり地方には仕事とか収入の話、教育、子育て、医療等々、様々な課題がある。これらをデジタルの力を活用して解決していきたいというのが、そもそものコンセプトでございます。

次に、53ページで、デジタルによって地域の課題を解決しているモデル事例を紹介してございますが、ここにありますように、こうした地方の様々な課題に対しまして、デジタルを活用して解決を図るといった取組が全国で進んでいる状況でございます。

54ページになりますが、こうした最近の地方創生の状況を踏まえて、デジタル田園都市国家構想実現に向けた今後の論点を整理いたしました。

ここに①から④までありますが、まず、①です。これはさきに御紹介しましたような、例えば産業、交通・物流、教育、医療・福祉、こういったいろいろな側面で地方が抱える課題を解決するためのデジタル実装をどのように進めていくべきかというのが、まず1点目の論点であります。

続きまして2点目は、やはり人材です。地域で活躍するデジタル人材をどのように確保していくか。また、大学等を中核とした先端的人材の育成、こういったものをどのように進めてデジタル人材の育成、確保を進めていくべきかが2点目でございます。

3点目は、基盤の整備でございます。これは、例えば5GですとかWi-Fi、データ連携基盤、光ファイバ、こういった地方を支えるデジタル基盤の整備をどのように進めていくかという論点でございます。

4点目は、デジタルの恩恵を受けられない人がないようにということで、「誰一人取り残さない社会の実現」と書いてありますが、例えばデジタル推進委員の全国展開や、高齢者の方々への活用支援など、デジタル化のメリットから誰一人取り残さない社会をどのように作ってい

ったらいいか、こういう4つの論点を掲げております。

まだ第1回目の会議が開かれただけですが、今後、このような論点につき議論を深めまして、併せて今、デジタル臨時行政調査会という会議も開かれております。ここはデジタルに係る規制とか制度改革を議論する会議でございますが、この両方の会議の下で、来年の春を目途にデジタル田園都市国家構想の具体化を進めていきたいと考えております。

まずは当面の具体的な施策、例えば今般の経済対策ですとか令和4年度当初予算になります、そういった当面の具体的な施策と、中長期的に検討すべき課題、そういったものの全体像を年末を目途に取りまとめて、その上でこれらの施策を速やかに実行に移して、地方の方々がデジタル化の恩恵を早期に実感できるよう成果を上げていきたいと考えております。

なお、60ページ以降の資料は牧島デジタル大臣が先月の会議でプレゼンした資料ですが、時間の制約もあり、今回は説明を省略させていただきます。

当方からは、以上でございます。

○小田切座長 内田審議官、コンパクトにありがとうございました。

それでは庄司課長、お願いいたします。

○農村計画課長 内田審議官、ありがとうございました。

それを農村振興にどう生かしていくかという辺りです。資料67ページ、一番最後のページになります。

具体的には、デジタル技術の活用の下に、赤で色が付けてあって右下にトラクターが走っていますけれども、スマート農業ですとか農泊によるワーケーションみたいなことを推進したり、そういう形で、まず所得や雇用機会の確保をしていくということがあるだろうと思います。その際に重要だと思えますのは、やはり農山漁村発イノベーションの推進にうまくこれを活用することかなと考えています。

それから、上の農村の絵で言うと緑色のところですけども、ため池のICT監視ですとか、あるいは水利施設のようなものを遠隔操作というか、ICT制御でコントロールして管理を省力化する、あるいは鳥獣の捕獲等もICTを活用して手間を省く、そういう農林地の保全のようなことにも使えるかなと思っています。

それから、青色のタグが付いていますけれども、買物支援とかオンライン診療等による生活支援みたいなものもあるかなと思います。

それから、持続可能な食料システムの実現を目指すみどりの食料システム戦略等を踏まえて、

小水力発電等によるエネルギーの地域内循環。黄色い矢印がぐるっと回っていますけれども、そういうものについても、関係府省とも連携しながら推進していくことにしたらどうかと考えています。

このように、農山漁村の様々な課題についてデジタルを活用して解決するということで、先ほど小田切座長からありましたけれども、都市と農村の格差、ギャップを埋めていくことにうまく使っていないといけないのではないかなと思っております。そういう中で、都市と農村の対立構造というよりはお互いの良さ、農村で言えば低密度な空間、そういうお互いの良さを伸ばして補完し合うような関係、都市と農村のそういう相互補完関係みたいなものをうまく構築していければいいかなと考えております。

以上です。

○小田切座長 どうもありがとうございました。農村RMOも含めて、以上4つを連続的に御報告いただきました。

実は時間になってしまっておりますが、しかし特に省庁連携を象徴するような御報告も頂いておりますので、許されれば5分だけの延長、よろしいでしょうか。委員各位、よろしいでしょうか。5分延長して35分までということで、一連の報告について御質問や御意見があればお願いいたします。

平井委員、いかがでしょうか。先ほどデジタル田園都市国家構想の件で御意見ございましたが。

○平井委員 貴重なお時間頂きまして、ありがとうございます。

最初に申し上げたいのは、これは座長へのお願いかもしれませんが、最終的な取りまとめに向けて、こういった新しい動向を随時取り込んだアップ・トゥ・デートがなされるのかなということで、ちょっと問題提起させていただきました。

今、お話を伺っていて、何というんでしょう、なぜ地方から人が出ていくのかという意識調査の結果が出されていて、最終的なターゲットとして、デジタルの恩恵が地方にも行き渡っているという実感を持っていただきたいという、やはり意識のところに置かれているということで、そこで、ふだん地方におりましてちょっと問題を感じるのが、地域には仕事があるのに、それを仕事と見なしていないとか、何というか、見えていない、そういうマインド自体を変えていくことと、それから、事実としてないものが、中央から見ていると尺度の違いで、もう事実としてあるのにないように見えているのではないかなというお話と両方混在してしまっていて、例

えば指出委員のお話で言いますと、Wi-Fiはない、しかし、デジタル化を図るときのこれまでの基準ではブロードバンドの普及率で測っているということで、もう十分にデジタル化はされているのになぜないんだろうみたいな、そういう問い掛けが地方の間からもありまして、本当に求められているのは何なのかも把握していただきたいと思っております。

ですから、地方側の全体のマインドを変えていくことも重要ですし、それから事実を押さえている、その事実が、しっかり意識に刺さるような現実を指標として見ていただきたいという、その両方をお願いしたいと思います。

以上です。

○小田切座長 コメントとして頂いたと思います。

ほかに、最後1点になりますが。

では川井委員、お願いいたします。

○川井委員 中山間の山の中に住んで農業をしている者として、ずっと自分に置き換えて話を聞いていました。

そうしたら、14ページの農山漁村発イノベーションの推進というのは非常に分かりやすく、Iターン、Uターン、Jターンの方たちを含め、若い人たちやいろいろな方を含めて地域を活性化していこうという、いろいろな分野があるよねというのはよく伝わってくるんですが、23ページの、左から右へと言われましたが、現在、私の知っている地域やよその地域でも、右から入っていくグループとかパターンはたくさんある。サロンづくりをしたり声掛けをしたり、直売所とか農家レストランをしたら、そういうことをやっているグループはいるけれども、そこから、どちらかと言えば左に移っているのが難しいのではないかなと思うんですよ。

左に移ってってもらいたいのが、私たち住んでいる者としては本当に農地が、自分の地域でも毎年「あ、ここが今年は作っていない」「去年はここだった」自分もだんだん機械が大型化していくので、小さな農地を捨てざるを得ない部分も実際にあるんですね。新しい機械にした場合、この農地には入らないといったことが起こる部分もあって。

そして、これを進めていく中で、話の中にもありましたが、実際に、農地のこととか直接支払とか、そういう会議には男の人が参加することがほとんどであって、右の部分の生活支援、社会福祉協議会が入ったり役場が地域の人を呼んだりするときには女性を含めて呼んだりとかして、こういうことの関わりは女性が含まれているところから起こることが多いというので、やはりこれを上手に、男の人も女の人も地域で、その1つの家から1人代表ではなく、1人も

2人も代表、それから息子や娘も出て、そしてよそから来た人と一緒になって進めていくことが、また、その話を持って帰って家族で話し合うことがこれから大事なことでないかなと。意外と一つ一つの会議に出ても家族に報告しないから、それで終わって誰も知らないということもあるんです。いいことが全然伝わっていないなと思っています。

本当にその点でも、これからのデジタル田園都市というのも同じような状態にならないように、家族の中の若者も含めて一緒に話を進めていけるようにしていく、会議を持っていくときの人の集め方が大事ではないかと思いました。

○小田切座長 川井委員、ありがとうございました。

それでは、ちょうど時間になっておりますので簡単にまとめますと、今日の追加的な御報告は、実は、くらしから農村RMO、しごとから特定地域づくり事業協同組合、そして活力から農村プロデューサー養成講座、つまり農村政策の体系化に合わせてそれぞれのトピックスを報告していただいたことになります。

私たちの中間とりまとめを考えてみれば、そのタイトルに「持続的低密度社会」というある種のアウトカムを持っております。そういう意味で、この持続的な低密度社会をどのように実現していくのか、この3つの要素を中心に、それをどのように発展させていくのが課題となって、実はそれはデジタル田園都市構想とほぼ重なりと理解することができると思います。

そういう意味では、私たちが議論したこの内容がデジタル田園都市構想の充実につなげていただくことを期待しております。

それでは、これで終わらせていただき、事務局にお返しします。

○農村政策推進室長 小田切先生、どうもありがとうございました。

本日は大変長時間にわたりまして貴重な御意見、御審議を頂きまして、ありがとうございました。本日頂いた御意見、御議論を踏まえまして、更に施策の内容等に生かしていきたい、検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、次回の日程等につきましては改めて事務局より御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の検討会を閉会とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

午後0時36分 閉会